

令和元年度台風災害の対応と今後について

1.被害の状況（住宅関連）

【被害の概要】

長野市北部の長沼、豊野、古里地区、南部の篠ノ井、松代、若穂地区を中心に、千曲川堤防の決壊や越水、その他一級河川、普通河川、排水路、用水等の内水氾濫等による浸水被害が発生するとともに、護岸の崩落や道路の損壊、立木倒木による停電、土砂崩落などが発生した。

これにより、住民の生命及び住家をはじめ、各種都市基盤（インフラ）、商工業、農業等が甚大な被害を受けた。

浸水域：約 1,541ha

浸水深：最大約 4.3m（推定値）

【住家被害】 ※り災証明書発行件数

	長沼	豊野	古里	篠ノ井	松代	若穂	総計
全壊	560	474	0	0	0	0	1,034
大規模半壊	78	172	35	33	35	1	354
半壊	172	133	55	639	297	8	1,305
一部損壊	63	138	91	633	221	19	1,185
計	873	917	181	1,305	553	28	3,878

【被害額】

単位：百万円

	発生状況	被害額 (百万円)	摘要
住宅被害	751,800 m ²	*1) 8,270	
市営住宅	310 戸	*2) 955	美濃和田団地、沖団地、昭和団地

*1 「公共土木施設災害復旧事業査定方針（最終改正平成 23 年 8 月 5 日）建設省河川局長通知」での単位面積当たり被害額 11,000 円/m²により算定

*2 災害復旧事業に係る算出額（災害査定額、予算額、見積額、契約額、支出見込額、支出済額など）



※「長野市災害復興計画」、「令和元年東日本台風災害対応検証報告書」より抜粋

2. 応急仮設住宅等の提供

自宅が全壊などにより居住することができない被災者に対して、建設型応急仮設住宅、賃貸型応急仮設住宅、市営住宅や国家公務員宿舎等の公営住宅を提供した。建設型応急仮設住宅は、木造住宅、プレハブ住宅、トレーラーハウスにより市内4カ所に設置した。

建設型応急仮設住宅は115戸提供し、入居が最大時90戸で現在は76戸、賃貸型応急仮設住宅は入居が最大時566戸で現在は511戸、公営住宅等は266戸提供し、入居が最大時148戸で現在は89戸、提供数の合計は947戸となった。

※R2.7.31時点、公営住宅は県管理分を含む

(1) 建設型応急住宅

<住戸の提供>

上松東	若槻団地 運動広場	昭和の森公園	駒沢新町第2	計
32戸	23戸	45戸	15戸	115戸

<入居期間>

2年間（令和元年12月1日から令和3年11月30日）

<入居費用>

家賃：無料（光熱水費、自治会費、過失による修繕費用等は入居者負担）

<受付期間>

令和元年11月16日（土）～11月22日（金） ※抽選日：11月24日（日）

○若槻団地運動広場：木造



○上松東：木造



○昭和の森公園：プレハブ



○駒沢新町第2：トレーラーハウス



(2) 賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）

① 概要

<住宅の条件>

次の①～③の全てに該当する県内の住宅

① 賃貸型仮設住宅として市が借り上げることに、貸主が同意する住宅
② 家賃が、1箇月当たり次に定める額以下であること（※小学生未満は対象人数に含みません） ・ 2人以下の世帯・・・月額6万円以内 ・ 3～4人の世帯・・・月額7万円以内 ・ 5人以上の世帯・・・月額9.5万円以内
③ 原則として昭和56年6月1日以降に建築された住宅、若しくは耐震診断、耐震補強等により耐震性が確認できる住宅

<入居期間>

入居日から2年間

<入居費用>

家賃、共益費、礼金、退去修繕負担金、鍵交換料、仲介手数料、損害保険料：無料
 （光熱水費、自治会費、過失による修繕費用等は入居者負担）

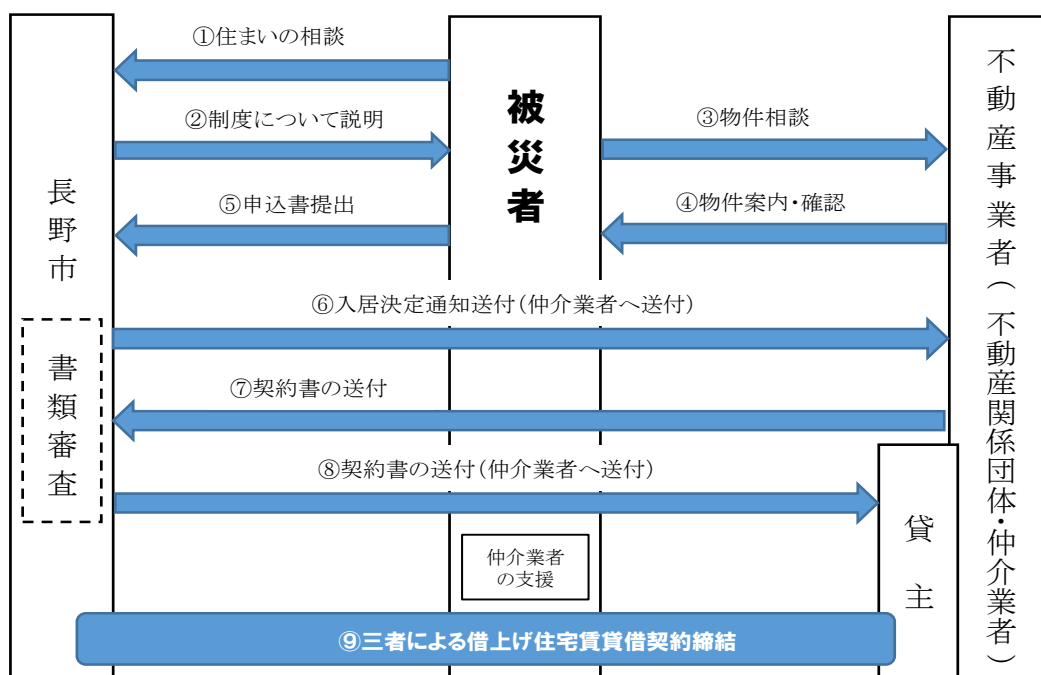
<受付期間>

令和元年10月30日（水）～

<受付状況>

入居受付戸数	退去戸数	現入居戸数
584戸	73戸	511戸

【申込・入居手続きの流れ】



(3) 公営住宅等（一時入居） ※長野市管理分のみ掲載

避難所生活を余儀なくされている被災者への支援のため、市営住宅等の提供（募集）を3回実施した。

《第1回》 令和元年10月23日（水）～10月29日（火） ※抽選日：11月1日（金）

<住戸の提供> 37戸

・栗田従前居住者用、七瀬従前居住者用、市営住宅返目団地

<入居期間>

入居日から1年間

<入居費用>

家賃、敷金：無料（減免）

（転居費用、共益費、光熱水費、自治会費、過失による修繕費用等は入居者負担）

《第2回》 令和元年11月7日（木）～11月13日（水） ※抽選日：11月15日（金）

<住戸の提供> 88戸（※第1回募集分2戸含む）

・市営住宅宇木団地、市営住宅吉田広町A団地、市営住宅大豆島東団地、市営住宅川合新田団地、市営住宅返町団地、栗田従前居住者用、七瀬従前居住者用、長野市職員住宅、国官舎（三輪）、国官舎（宇木）、国官舎（上長野）、国官舎（横沢）、国官舎（吉田）、国官舎（川中島）、国官舎（花咲）、国官舎（花咲北）

<入居期間>

入居日から1年間

<入居費用>

家賃、敷金：無料（減免）

（転居費用、共益費、光熱水費、自治会費、過失による修繕費用等は入居者負担）

《第3回》 令和元年11月26日（火）～当面の間

<住戸の提供> 57戸（※第2回募集分57戸含む）

・市営住宅宇木団地、市営住宅大豆島東団地、市営住宅川合新田団地、市営住宅返町団地、栗田従前居住者用、七瀬従前居住者用、長野市職員住宅、国官舎（宇木）、国官舎（上長野）、国官舎（横沢）、国官舎（吉田）、国官舎（川中島）、国官舎（花咲）、国官舎（花咲北）

<入居期間>

入居日から1年間

<入居費用>

家賃、敷金：無料（減免）

（転居費用、共益費、光熱水費、自治会費、過失による修繕費用等は入居者負担）

3.住まいの再建に向けて

(1) 住まいの確保・再建支援

■当面の住まいの確保

- (1) 住居が全壊等の被害を受けた被災者に対して、応急仮設住宅（建設型・賃貸型）を提供した。
- (2) 一部損壊（準半壊）以上の被害を受けた住宅で、応急的に修理すれば居住可能となる場合について、日常生活を送る上で必要不可欠な箇所の応急修理を実施した。

■住宅再建等の支援

- (3) 住宅再建に向けた様々な相談ができる体制を県や民間専門家団体と連携しながら整備した。
- (4) 住宅に被害を受けた方が、住宅金融支援機構又は民間金融機関から災害復興住宅融資を受けて、住宅の建設・購入・補修をする場合に、その利子相当額の一部を補助した。
- (5) 被災者生活再建支援法に基づく支援の対象範囲の拡大、支援金の増額について、今後も継続的に国に要望した。

■損壊家屋等の解体・撤去

- (6) 生活環境保全上の支障の除去及び二次災害の防止を図るため、所有者等の申請に基づき、損壊した被災家屋等の公費による解体・撤去及び緊急的・応急的に自費により解体・撤去した場合の費用償還を実施した。
- (7) 公費による解体・撤去で発生する解体廃棄物及び片付けごみ等を市で指定した災害廃棄物仮置場で受け入れるとともに、災害廃棄物及び土砂の処理を適正に実施した。
処理に当たっては、可能な限り分別・リサイクルすることで、処理・処分量を減らし、環境負荷の軽減と資源の有効な活用を図る。

■災害公営住宅の整備

- (8) 被災した既存の市営住宅の復旧や、災害公営住宅の整備等により、自力で住宅再建が困難な被災者の住宅を確保する。

※「長野市災害復興計画」より抜粋

(2) 公営住宅等への一時入居世帯の対応

◆一時入居者の意向確認結果（調査時期：令和2年5月）

※集計：令和2年6月15日現在

区分	入居決定戸数	退去戸数	入居戸数	期限内退去可能	期限内退去不可			不明等*3
						災害公営*1	工期延長*2	
市管理	76	23	53	38	14	10	4	1
県管理	72	20	52	32	13	7	6	7
計	148	43	105	70	27	17	10	8

1 一時入居者の対応方針

- ・「公営住宅等への入居から1年で退去」を原則とする。
但し、以下の「入居更新の該当世帯」を除く。

2 入居更新の該当世帯

- (1) 災害公営住宅へ入居を希望する世帯
- (2) 自宅等の工事が入居期間内（1年間）に完了しない世帯
- (3) その他、やむを得ない事情により退去が困難な世帯

3 入居更新の条件

- (1) 災害公営住宅入居希望者
入居期間（更新）：1年間
- (2) 自宅等工事未完了者
入居期間（更新）：1か月～1年間
- (3) その他
入居期間（更新）：1か月～1年間

※いずれも、使用料は減免

(3) 災害公営住宅の建設

別紙、資料2-2